

仙台市優良建設関連委託業務表彰実施要領

(令和 6 年 2 月 1 日 都市整備局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、仙台市（公営企業を除く。）が発注する調査，設計等の建設関連委託業務（以下「建設関連委託業務」という。）のうち，業務成績が特に優れ，他の模範となる受託業者及び技術者並びに災害対応等に迅速かつ適切に対応した技術者に対し，建設関連委託業務の品質向上及び受託業者等の意欲向上に資することを目的として実施する表彰について，必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第 2 条 この要領で規定する表彰の種類は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 優良業務表彰

仙台市競争入札参加資格登録要綱（平成 22 年 3 月 30 日市長決裁）の分類により，次に掲げる種目において業務成績が特に優れ，他の模範となる受託業者（建設関連委託業務を受託する企業をいう。）を表彰するものとする。

- イ 測量及び地質調査
- ロ 土木設計
- ハ 建築設計
- ニ 設備設計

(2) 優良技術者表彰

前号に掲げる優良業務表彰に係る管理技術者（業務の技術上の管理を行う技術者をいう。）を表彰するものとする。

(3) 災害対応功労者表彰

仙台市が指定する災害時において本市が所有する公共施設の被害状況調査や施設復旧設計等に係る業務を履行した管理技術者等を功労者として表彰するものとする。

(対象業務及び対象技術者等)

第 3 条 前条第 1 号及び第 2 号の表彰は，次の要件をすべて満たす建設関連委託業務の受託業者及びその技術者で，業務成績が特に優れており，他の模範となるものに対し行う。

- (1) 対象金額 業務完了時の委託料が 1 件あたり 200 万円以上のもの
- (2) 業務完了日 表彰実施年度の前年度中に完了したもの

(3) 受託業者所在地 宮城県内に本店を有する企業が受託したもの（共同企業体の場合は、構成員の全てが県内に本店を有するもの）

2 前条第3号の表彰は、次の要件をすべて満たす建設関連委託業務の受託業者に所属する管理技術者等で、他の模範となるものに対し行う。

(1) 業務完了日 表彰実施年度の前年度中に完了したもの

(2) 受託業者所在地 宮城県内に本店を有する企業が受託したもの（共同企業体の場合は、構成員の全てが県内に本店を有するもの）

3 前各項の規定による表彰の候補は、業務発注担当課（課に相当する室及び公所を含む。以下同じ。）の推薦により募るものとする。

（優良業務表彰の推薦基準）

第4条 優良業務表彰の推薦基準は、品質が特に優れており、委託業務成績評定点（仙市委託業務成績評定要領（平成23年2月25日財政局長決裁。以下「成績評定要領」という。）第4第3項の規定による委託業務成績調書に記録された総合評定点をいう。以下同じ。）が80点以上で、次に掲げるものとする。

(1) 第2条第1号イ及びロにおいては、成績調書の得点割合（成績評定要領第4第3項第1号の様式のうち、主任調査員及び調査員、総括調査員並びに検査員が採点する得点割合をいう。）がすべて基準以上（0.6以上）のものであること

(2) 第2条第1号ハ及びニにおいては、採点表の評価細目チェック数（成績評定要領第4第3項第2号の様式のうち、主任調査員及び調査員、総括調査員並びに検査員が採点する採点表の評価細目チェック数をいう。）がすべて普通以上（得点率±0以上）のものであること

2 第3条第3項に規定する推薦は、次のいずれかに該当する場合は行うことができないものとする。

(1) 高度な技術力をそれほど必要としない単純なデータ処理業務、資料収集及び整理業務等

(2) 受託業者に起因する事故等があった場合で、文書注意を受けたとき

(3) 成果物が、受託業者の責めに起因して種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合で、当該不適合に係る修補若しくは代替物の引渡しによる履行の追完、代金の減額又は損害賠償があったとき（軽微なものは除く。）

(4) 測量及び地質調査等現場作業がある場合で、安全管理が十分確保されず、労

働災害や公衆災害が発生したとき（不可抗力による場合は除く。）

（５）建設関連委託業務の発注年度の４月１日から推薦日までに、指名停止（有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和６０年１０月２９日市長決裁。）第２条第１項の規定による指名停止をいう。以下同じ。）を受けたとき

（６）前各号に掲げるもののほか、表彰することが不適当と認められるとき

（優良技術者表彰の推薦基準）

第５条 優良技術者表彰の推薦基準は、次に掲げるものとする。

（１）前条の規定により推薦対象となる建設関連委託業務の管理を行う技術者であること

（２）専門技術や品質管理に優れ、他の従業員の模範となる者であること

（３）建設関連委託業務の発注年度の４月１日から推薦日までに、社会通念上不名誉なことがなかった者であること

２ 優良技術者表彰に係る推薦は、前項に掲げる基準すべてに該当する者について行うものとする。ただし、表彰することが不適当と認められるときは、この限りでない。

（災害対応功労者表彰の推薦基準）

第６条 災害対応功労者表彰の推薦基準は、次に掲げるものとする。

（１）第２条第３号に規定する管理技術者等のうち特に顕著な功績があったもの

（２）業務の完了年度の４月１日から推薦日までに、社会通念上不名誉なことがなかった者であること

２ 災害対応功労者表彰に係る推薦は、前項に掲げる基準すべてに該当する者について行うものとする。ただし、表彰することが不適当と認められるときは、この限りでない。

（選考基準）

第７条 優良業務表彰及び優良技術者表彰の被表彰候補者の選考は、第３条第３項の規定による推薦を受けたもののうち、第２条第１号の優良業務表彰の種目ごとに、委託業務成績評定点が第３条の規定による対象業務の全体件数の上位５パーセントの範囲（小数点以下の端数が生じるときは、当該端数は切り上げる）のものとする。

２ 本条第１項が規定する範囲において、評定点が最も低い業務の点数が同点の場合

合は、第2条第1号イ及びロにおいては、委託業務等成績調書の評価項目の業務
評定の合計（少数第一位まで）、第2条第1号ハ及びニにおいては、委託業務等
成績調書の業務評定点（総合点）（少数第一位まで）で順位の決定を行い、当該
点数が同点の場合は、同点となった全てのものを表彰するものとする。

- 3 災害対応功労者表彰は、第3条第3号の規定による推薦を受けたもののうち、
第6条の規定による推薦基準を満たすものについて、表彰するものとする。

（表彰者の決定）

第8条 被表彰者は、都市整備局長が決定する。

（欠格事項）

第9条 次のいずれか（以下「欠格事項」という。）に該当する場合は、表彰しな
いものとする。

（1）推薦日から表彰日までに指名停止を受けた場合

（2）前号に掲げるもののほか、表彰することが不相当と認められる場合

（表彰の方法）

第10条 第2条第1号及び第2号の表彰は、仙台市長により、表彰状に記念品を
添えて行う。

2 第2条第3号の表彰は、仙台市長により、感謝状を贈呈することにより行う。

（表彰に係る事務所掌）

第11条 この要領による事務は、都市整備局技術管理室が所掌する。

（補則）

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は技術管理室長が別に定める。

附 則

1 この要領は、令和6年4月1日から実施する。

2 仙台市都市整備局・建設局優良建設関連委託業務表彰要領(平成28年11月8
日都市整備局長決裁)は、廃止する。

附 則（令和7年3月24日改正）

この改正は、令和7年4月1日から実施する。